

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人朝鮮奨学会（以下「本財団」という。）定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称いかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する事ができる。

- 2 常勤役員には、(別表)常勤役員報酬表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 非常勤役員には、理事会等に出席した場合、其の都度4万円(税別)を支給する。定例役員報酬は支給しない。
- 4 役員等に対して、本財団より特別の任務として講師及び原稿執筆等の委嘱をした場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給する事ができる。
- 5 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 6 常勤役員の退職に当たっては、その任務に応じ第7条に規定する退職慰労金を支給する事ができる。

(定例報酬の額の決定)

第4条 本財団の常勤役員の定例報酬年俸は、(別表)常勤役員報酬表のとおりとし、各々の役員の報酬は報酬表のうちから、代表理事が理事会の承認を得て、決めるものとする。但し、報酬表を限度に勤務状態に応じて報酬を決めることができる。報酬月額は、報酬表を12等分したものを支払う。

(定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規定（以下「給与規定」という。）に準ずる。

(講師及び原稿執筆等謝金)

第6条 役員等が、代表理事よりセミナー、研修会もしくは文化講演会などの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱された時は、別に定める役員等への講師及び原稿等謝金の支払いに関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(退職慰労金)

第7条 退職慰労金は、常勤役員として任務満了、辞任又は死亡により退任したものに支給するものとし、死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、退職時における報酬月額に、常勤理事在職年数と1.2倍を乗じた額とし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

(費用)

第8条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規定に準ずる。

(公表)

第9条 本財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規定は、公益法人の設立登記の日から施行する。

第3条の改定は、2018年6月23日から施行する。(2018年6月23日評議員会決議)

(別表) 常勤役員報酬表 (単位：円)

代表理事 年俸 920万円 常務理事 年俸 860万円

(2020年6月19日 第144回定時評議員会にて別表改定)